

# 減免対象簡易判定フローチャート

「主たる生計維持者※」が下記に該当する場合、保険料が減免される可能性があります。

※「主たる生計維持者」とは生計を主として維持する方のことで、国民健康保険では基本的に世帯主を指します（以下「生計維持者」とします。）。世帯主以外の被保険者の所得により生計が維持されている場合で、下記要件に当てはまる場合はご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により**収入が減ったため、保険料の支払いが困難**である

はい

生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に**死亡**または**重篤な傷病**を負った

はい

いいえ

生計維持者の**収入**が、  
新型コロナウイルス感染症の影響により**減少**した

いいえ

はい

生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により勤務先を退職し、**雇用保険の失業給付**を受けている

はい

「非自発的失業に伴う保険料軽減制度」該当の可能性があります

いいえ

生計維持者の令和4年中の事業、給与、不動産、山林のいずれかの事業収入額が、令和3年中の同収入額と比較して**3割以上減少**している

いいえ

はい

次のすべてに該当している

- ①生計維持者の前年の合計所得額が**1円以上かつ1,000万円以下**である
- ②生計維持者の減少見込みの事業収入以外の収入にかかる**前年の所得の合計額が400万円以下**である
- ③生計維持者の前年の減少見込みの収入に係る前年の所得が**1円以上**である

いいえ

はい

減免要件に  
該当しません

国民健康保険料の全額又は一部が免除となる可能性があります